

生活保護相談は、保護申請用紙を示し、権利を説明すること

道生連が副市長へ保護行政改善を申し入れ



道生活と健康を守る会連合会は白石区の姉妹孤独死事件に関連して、背景には保護行政の欠陥があることを指摘し、市長へ改善の申し入れを行いました。渡部正行副市長が三浦道生連会長の申し入れを受けました。道・札幌・白石社保協の代表も同席しました。

主な申し入れ内容（詳細は別紙）

1. 生活保護の相談はまず保護申請用紙を示して、保護を受ける権利を告げて始めること
2. 保護課に置いてある「生活にお困りの方に」のリーフレットの冒頭に、生活保護の権利を書き加えて改善すること
3. 同リーフレットと保護申請用紙を窓口置くこと
4. ライフラインの滞納・供給停止状態の相談者に電気・水道の支払猶予など、通電、国保料・窓口負担金の減免制度を教示すること

相談に行っても保護申請ができない実態

細川道生連副会長は、保護申請をしたのに認めてもらえなかった9人の事例を紹介し、申請さえ受け付けてもらえない保護行政の実態を副市長に説明。白石社保協今事務局長も「市民が困った時に誰でも申請できるようにしてほしい」と述べました。



渡部副市長は「市民の命を預かる身であり、今回の白石の例は深刻なことで受け止めている。今後どうしていくのかを考えなければならない」と答えました。

申し入れ後参加者は記者会見を行い、「生活保護の相談に来た人には権利を説明し、保護申請書をまず渡すべきである。『相談』の形だけで申請さえさせないやり方がまた増えているのではないかと。申請する権利は誰にでもある」と強調しました。この様子はテレビや新聞で報道されました。

後期高齢者医療 保険料引き上げを決定

3/23北海道後期高齢者医療広域連合の議会が開かれ、2012～13年度の保険料が決まりました。1人平均では年額1609円の値上げ（+2.48%）ですが、均等割（定額部分）だけを見ると、3517円（+7.96%）増です。これは所得部分と定額部分の比率を50対50から52.5対47.5と定額部分の割合を高くしたためです。国の指導によるものですが、定額部分は所得の低い層ほど負担が大きくなります。



「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」は保険料引き上げは高齢者の負担の限度を超えるものと、引き上げ反対の陳情を提出しましたが、引き上げ議案の可決（共産党2議員の反対のみ）によって、陳情は不採択となりました。

広域連合では3月に住民説明会を道内各地で行いますが、札幌市は要請していないため、札幌での開催予定がありません。

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	現行保険料	新保険料	増加額
80万円	9割	—	4,400円	4,700円	300円
153万円	8.5割	—	6,600円	7,100円	500円
168万円	8.5割	5割	14,300円	15,100円	800円
180万円	2割	5割	49,200円	52,400円	3,200円
211万円	—	5割	74,000円	78,400円	4,400円
220万円	—	—	113,000円	118,700円	5,700円